

個別報告

スイスにおける市民社会とマイノリティ文化の排除

稚山 洋子

はじめに

市民社会とは

本日は、スイスにおける市民社会とマイノリティ文化の排除というテーマでご報告いたします。まずテーマにある市民社会という概念についてですが、本報告では市民社会は国家と私的領域(家族または個人)の間に存在し、それらを仲介する機能を持つものと想定しています。ここでは、経済活動は市民社会に含みません。しかし、市民社会を、単に国家、私的領域、経済との間の社会的相互作用の領域という意味に限定せずに、その中で共有される市民的な規範、価値、文化も市民社会の重要な構成要素だと考えています。本報告では、市民社会として、その基本的要素のひとつである市民結社(アソシエーション)を扱います。本報告で結社とは、自発的に設立された組織で、自発的に加入し、自力で維持・運営をする人間集団によって担われる組織を指します。

スイスの市民結社

スイスでは政治と行政の職業化が進まず、またその機能が強くないため、公的事案の多くが協会、団体、組合などの結社にゆだねられています。これらの結社は、文化的、宗教的、博愛的、公益的、愛国的、職業的など多種多様で、国家や地方自治体が賄いきれない社会的機能を補完的に担っています。スイスには人口の割に多数の結社があり、19世紀末には、地方の小さな組織を除いても約3万の結社が設立されていました。多くの市民が複数の結社の会員となり、結社を通じた人的ネットワークは幾重にも重なりあっていました。19世紀末まで全国規模の政党が設立しなかったスイスでは、結社は市民と国家の仲介役としての社会的機能を果たしていました。

本報告の対象と目的

本報告では、このような結社がマイノリティ文化の排除

を行った事例を二つご紹介します。一つは、19世紀末に動物保護協会がユダヤ教の屠殺方法・シェヒターを禁止した事例、もう一つは、20世紀前半に「スイス公益団体 Schweizerische Gemeinnützige Gesellschaft」の後援により設立された「公益財団 青少年のために Stiftung Pro Juventute」が移動型民族・イエニシェの子どもを強制的に保護した事例を紹介します。各事例の歴史的経過、結社の内容、連邦(国家)との関係、世論の支持に焦点をあて、いかにしてマイノリティ文化が市民の同意を得て排除されたのか、その経過を明らかにします。

1. 動物保護協会とシェヒター禁止

スイスではユダヤ教の宗教的な屠殺方法であるシェヒターの禁止が、1893年8月20日の国民投票で承認され、連邦憲法に規定されました。

シェヒターとは

シェヒターとはユダヤ教の教義に従った屠殺方法です。 ユダヤ教では、血の摂取が禁止されているため、屠殺する際、事前の麻酔を行わず、鋭利なナイフで動物の頸動脈を切断し、瞬時に動物の意識を失わせ、完全に血抜き行う屠殺方法がとられています。シェヒターで特に問題視されたのは、事前の麻酔なしに屠殺することでした。そのため、連邦憲法では事前の麻酔を義務付けただけで、シェヒター禁止それ自体は明文化されませんでした。しかし、シェヒターで事前の麻酔を禁止しているため、事実上のシェヒター禁止を意味しました。

この連邦憲法部分改正の国民イニシアティヴを提起したのは、ドイツ語圏スイス動物保護協会でした。動物保護協会は19世紀なかばの設立当初からシェヒター問題に取り組み、最終的にその禁止を連邦憲法に規定することに成功しました。

動物保護協会とは

シェヒター問題の経緯に入る前に、動物保護協会がどのような組織であったかについて簡単にご説明します。19世紀に入ると、ヨーロッパ各国で動物保護思想が広まり、動物保護協会が設立され、それと前後して近代的な動物保護法が制定されました。

スイスの国家形態と同様、動物保護協会は基本的に各地域協会が独立した活動を行っていました。しかし、動物の鉄道輸送の問題など、連邦レベルの対策が必要な事案に関しては、中央理事会の設立を通じて協力体制を構築し、対応にあたりました。スイスの動物保護協会のうち特に活発に活動していたのは、ベルン、チューリヒ、アールガウの各協会で、この3協会はシェヒター禁止運動でも推進的な役割を担いました。

地域によって多少の差異はあるものの、動物保護協会は市民層によって構成された協会でした。しかし、一口に市民層といってもその内部は多様で、経済市民層から手工業者まで広範な市民層が動物保護協会の会員でした。本来なら接点がない階層が、動物保護という価値観と動物保護協会という場を通して、接点を持つことが可能となりました。しかし、協会内にはヒエラルキーが存在し、協会の活動方針は会長を始めとする上層部によって決定されていました。つまり、シェヒター運動は、地方都市のエリートに属する市民を中心として展開され、推進されていたのです。

シェヒター問題

スイスにおけるシェヒター問題は大きく二つの時期に区分が可能です。一つは、1850年代から70年代の時期で、シェヒターを禁止しようとする動きは、散発的で、組織化されたものではありませんでした。1874年のユダヤ人解放前に唯一スイスのユダヤ人の居住が許されていたアールガウと、ドイツとオーストリアとの国境に位置するザンクト・ガレンで、シェヒター禁止が試みられましたが、これらは、ユダヤ人解放に対する不安や嫌悪を背景として試みられました。

二つ目が信教の自由が憲法で保障されて以降、動物保護協会によって組織的に全国規模で行われた時期でした。動物保護協会は、設立当初からシェヒターを問題視していましたが、特に1880年代半ばからこの問題に精力的に取組み始めました。1886年4月に動物保護協会中央理事会は、連邦内務省宛てに、全スイスでの屠殺前の麻酔の義務付けを要求する請願書を提出しました。その一方、動物保護協会は、各カントンでもシェヒターの禁止を試みました。ベルンとアールガウで麻酔を義務付けることでシェヒターが禁止されましたが、ユダヤ側が、信教の自由に基づき憲法違反であるとして連邦政府に対して陳情書を提出したため、連邦政府の介入で、その禁止は1886年の中央理事会

の請願書に対して連邦内閣から回答が出るまで保留となりました。1890年、連邦内閣は、シェヒターは宗教行為であり、動物虐待ではないという決定を下しました。これを不服とした動物保護協会は、連邦憲法でシェヒター禁止を規定するためにイニシアティヴを行うことを決定し、イニシアティヴ実現に必要な署名を集め、結果、署名の約4分3がベルン、チューリヒ、アールガウから集められました。1893年8月20日の国民投票で、国民とカントンの過半数の賛成を獲得し、シェヒター禁止が連邦憲法に規定されました。

スイスの国民投票の対立軸はいくつかありますが、シェヒター禁止の場合、言語圏が対立軸になりました。つまり、フランス語圏とイタリア語圏のカントンがそろって反対した一方、多くのドイツ語圏のカントンがシェヒター禁止に賛成したのです。

動物保護協会の主張

動物保護協会は1880年代後半以降、シェヒター禁止に関して主に5つの主張をしました。まず、シェヒターは動物虐待であるという主張です。これに対してユダヤ側からシェヒターが動物虐待でないという鑑定書が多数提出されたため、終盤では、科学的に立証される動物虐待ではなく、人間中心的動物保護、つまりその見た目と屠場の担当者(獣医や食肉検査官)の体験や見解から、動物虐待であると主張したのです。

二点目は、連邦内閣がシェヒターを宗教行為と認めたため、改革派のユダヤ人ラビの主張を引き合いに出し、シェヒターは慣習であるだけで、宗教行為ではないと主張しました。

1880年代後半以降、動物保護協会がもっと強調した主張が二つあります。まず、たとえ憲法によって信教の自由が保障されていたとしても、それは、我々の倫理と公序良俗の範囲内で行われるべきであるという主張です。次に、キリスト教徒とユダヤ教徒は平等に扱われるべきであるという主張です。キリスト教徒には屠殺前の麻酔が義務付けられているのに対し、ユダヤ教徒には義務付けられていないのは、不平等だと主張しました。つまり、スイス国民と同等の権利を求めるならスイスの文化的規範を受入れ、キリスト教徒のスイス国民と同等の義務も果たし、スイス社会に同化すべきだと訴えたのです。

最後に、動物保護協会は、シェヒター禁止の要求は動物 保護のためであり、決して反ユダヤ主義的行為ではないと 繰り返し主張しました。

シェヒター禁止の現在

最後にシェヒター禁止の現在についてですが、シェヒター禁止は連邦憲法からは削除されていますが、1978年

に施行された連邦動物保護法に引き継がれ、現在も哺乳動物を屠殺する際には放血前の麻酔が義務付けられており、 実質シェヒターは禁止されています。

2. 移動型民族の子どもの強制保護

次に二つ目の事例として、「財団 青少年のために」が 1926年~1973年の間、少数民族の移動型生活様式を強制 的に変えさせるために行った、移動型民族の子どもを親か ら引き離す活動について紹介します。

移動型民族イエニシェ

移動型民族には、ロマ、シンティなどが代表として挙げられますが、スイスにいる移動型民族の約9割が、イエニシェ語を話すイエニシェ民族であると言われています。現在スイスには約3万人の移動型民族が暮らしていて、そのうち3千から5千人が移動生活または季節的に移動生活を送っているとされています。

歴史的経緯

最初に移動型民族が問題視されたのは、1848年の新連 邦国家設立の時でした。近代国家成立後、国またはカント ンや市町村といった地方自治体が国民(市民)を管理する ようになりました。その際、国籍の無い人の存在、つまり 何らかの理由で市民権を失った人や、いずれの市民権もも たない人々が問題となりました。このような人々はたいて い定住せず (またはできず) 移動型の生活を営んでいまし た。このような移動型生活を送る人や移動型民族の政治的 な統合を図るために、1850年に連邦法である、いわゆる 「無国籍者法Heimatlosengesetz」が施行されました。これ により不定住者は強制的に特定のカントンや市町村に帰属 させられ、各地方自治体の市民権と同時にスイス国籍も付 与されました。この法律は不定住者を国家に統合し、政治 的権利を与える一方、文化的な同化を求める法律でもあり ました。この法律により、移動型民族は簡単に移動生活を 送れなくなり、義務教育の児童を連れまわすことが禁止さ れ、これは処罰の対象になりました。また行商や移動営業 を行う場合は事前の許可が必要になりました。このような 措置を通じて、移動型民族を定住させようとしたのです。 その一方で、多くの自治体は喜んで彼らを受け入れたわけ ではありませんでした。そのため彼らの社会的統合は進ま ず、定住しても周縁的な存在であることに変わりはありま せんでした。

さらに、19世紀後半には、外国からスイスに流入する 移動型民族も問題となりました。国境に位置するいくつか のカントンが移動型民族の入国を拒否し、1906年には、 連邦は、これらのカントンの要請に従い、外国からの移動 型民族の入国禁止を決定し、スイスの旅客運送業者に対して、移動型民族と彼らの動産の移送を禁じました。この措置は移動の自由に抵触するものの、ナチが移動型民族を迫害したときも緩められることがなく、1972年に廃止されるまで有効であり続けました。20世紀初頭から、連邦司法警察省は外国から流入する移動型民族を把握し、管理するために情報収集に着手しました。ミュンヘンの「ジプシーセンター」とも連携を模索していました。本日は時間の関係で外国籍の移動型民族対策については詳しく立ち入ることはできません。

20世紀に入ると、特に第一次世界大戦以降、スイスでも政治的な論争が先鋭化し、社会的な対立が高まりました。スイス社会に適応しないグループの同化がますます求められるようになりました。市民的=保守的な規律化の影響により、「普通の」、「典型的にスイス的」と見なされる規範や生活様式への適応が求められ、移動型民族も例外ではありませんでした。このような背景の中、「財団青少年のために」が設立した「街道の子供たちのための援助組織Hilfswerk für die Kinder der Landstraße」は、1926年から1973年まで、記録が残っているだけで移動型民族の子ども約600人を親から引き離して里子に出すか、養護施設に収容しました。同様の活動は、他の民間組織、特に宗教団体も行っていたといわれていますが、資料の制約上詳細な研究は進んでいません。

「財団 青少年のために」と「街道のこどもたちための援助組織」

「財団 青少年のために」は1912年に設立されました。 設立当初は主に結核にかかった子どもの援助が中心でした が、次第に児童、青少年福祉にかんする様々な課題を引き 受けるようになりました。この財団は寄付金付切手の販売 の収益、寄付、政府の補助金によって運営されており、現 在も青少年に関する様々な活動を行っています。

「街道の子供たちのための援助組織」、(以下「街道の子どもたち」)の設立のきっかけは、当時の閣僚ジュゼッペ・モッタ(Giuseppe Motta)によるカントン・ティッチーノの移動型民族の子ども悲惨な状況を訴える1923年の財団あての手紙でした。同時期にカントン・グラウビュンデンでも流浪民の問題が公的に取り組まれていました。1924年にチューリヒの中央事務局に採用されたアルフレート・ジークフリート(Alfred Siegfried、在任期間:1924-1958年)は、移動型民族の子どもの問題に積極的に取り組み、彼が引退する1958年まで、本活動の中心人物でした。1926年に多くの新聞で「流浪民の子供」、のちの「街道の子どもたち」の活動が告知され、寄付が募られました。個人、企業、団体から寄付を受ける一方、1930年からは、この活動に対して連邦から補助金が給付されました。

子どもを親から引き離すことは、親権や後見人制度など 法的な問題が関係し、一民間組織だけではこの問題に介入 できないため、「街道の子どもたち」は地方自治体と密に 連携をしていました。またこの活動に関わる費用の多くを 各自治体が負担していました。

「街道の子どもたち」の活動の法的根拠は、1912年に施行されたスイス民法の中の児童保護法で、その規定によると「両親は子どもを養育する義務がある。その義務を怠った場合、国家が介入する権利を有する」というものでした。

この活動の目的は、「さすらい癖の撲滅」つまり、子どもたちを定住させ、規則正しい生活を送らせ、定職に就かせることでした。つまり、「劣悪な」環境にいる子どもの保護は建前で、真の目的は「さすらい癖」という社会悪を撲滅することでした。ジークフリートは優生学や人種衛生学の影響を受けており、「さすらい癖」は青少年の不良化の根源であり、これを撲滅することが社会にとって有益であると考えていました。しかし、ジークフリートは移動型民族に対し人種的な区別は行わず、彼の目的は移動型民族の子どもを社会にとって「有益な」人間に再教育することでした。

「青少年のために」は全国的な活動でしたが、「街道の子どもたち」が活動したのは、主に4つのカントン、グラウビュンデン、ザンクト・ガレン、ティチーノ、シュビーツに集中していました。特にグラウビュンデンは、全体の半分を占めていました。フランス語圏のカントンでは、この活動はほとんど行われませんでした。この地域的な差異については、この活動が各地方自治体と密に連携を取る必要があったため、地方自治体が「街道の子どもたち」との共同作業を望んだか、または活動の方針に賛同したかどうかが、まず問題となると思います。中央事務局がチューリヒにあったため、フランス語圏のカントンが共同作業を嫌ったとも考えられます。次に検討しなければならないことは、法文化の違いです。親権の解釈がドイツ語圏とフランス語圏のカントンでは異なっていることが考えられますが、これにはさらなる法学研究の必要性があるでしょう。

シェヒター禁止の場合、連邦はシェヒター禁止に反対しましたが、イエニシェの子どもの強制的保護の場合は、この活動に対して1930年から1967年の長期にわたり直接補助金を給付していました。活動全体の資金量から見れば少額の補助金でしたが、政府に承認された活動であるという政治的、精神的支援という役割は大きかったと言えるでしょう。また、市民もこの活動に対して、寄付やボランティア活動を通じて支援し、長い間、世論においても批判されることはありませんでした。

1972年になってようやくメディアで移動型民族の子どもの強制的保護が激しく非難されたのをきっかけとして、この活動に終止符が打たれました。移動型民族自身が抗議

し、補償や生活を守るために組織化しました。1986年に 政府は「街道の子どもたち」に援助していたことを公式に 謝罪し、1,100万フランの補償金が被害者に支払われまし た。現在、移動型民族はスイスの少数民族として認められ ています。

終わりに

本報告では、シェヒター禁止と移動型民族の子どもの強制保護の事例を示して、スイスでマイノリティ文化が排除される歴史的経緯を示しました。多言語、多文化であるスイスはしばしば多文化共生のモデルケースの一つとして見なされています。また、スイス自身も多様性をナショナル・アイデンティティの一つと捉え、共通の言語、文化、宗教に依らず結束しようという意志によってネーションが構築されるとする「意志のネーション Willensnation」を標はうしています。しかし、今回紹介した2つの事例では、容認される多様性の範囲は、多数派の価値観や規範、つまり西欧的、キリスト教的な価値観や規範によって制限されていました。スイスは民主主義国家で、特に国民投票などの政治制度を通じて直接民主主義が強いですが、シェヒター禁止の事例からみると、直接民主主義制度が多数派の文化的覇権の道具となる場合もあることがわかります。

動物保護協会と青少年扶助団体という市民社会を担う結社は、一つは連邦の意向に反して、もう一方は連邦の資金的、精神的な支援を受けて、マイノリティ文化の排除を行いました。市民結社に集う人々は、自分たちの社会的、道徳的規範にあわない人やグループを排除し、規律化しようとしたのです。つまり、結社に集う人々は共通の価値観を共有しているため、自分たちと異なる価値観を持つ人やグループに対して拒否反応を示し、排除しようとするのです。結社はこのように排他性も持ち合わせているのです。

両ケースにおける直接的な要求は、動物保護と社会の健全化でした。その背景には動物保護思想の受容、反ユダヤ主義の影響、ナショナリズムの高揚、優生学的思考の影響という時代的な精神傾向があります。このような思想や思考が影響し、多くの人が賛同、支援をしました。確かに、これらの影響は決して看過できませんが、しかし、その要因を「時代精神 Zeitgeist」だけに帰結させてしまうのも問題があると思います。その背景には、「外国人過多の議論Überfremdungsdiskurs」に代表される、よそ者や外国人に対する敵意や、少数派に対する多数派社会の無関心も影響しているのだと思います。

主要参考文献

Akiyama, Yoko, Das Schächtverbot von 1893 und die Tierschutzvereine: Kulturelle Nationsbildung der Schweiz in der zweiten Hälfte des 19.

- Jahrhunderts, 2013. (東京大学博士論文)
- Argast, Regula, Staatsbürgerschaft und Nation, Ausschließung und Integration in der Schweiz, Göttingen 2007.
- Becker, Helena Kanyar (Hg.), Jenische, Sinti und Roma in der Schweiz, Basel 2003.
- Galle, Sara/Meiner, Thomas, Von Menschen und Akten. Die Aktion "Kinder der Landstrasse" der Stiftung Pro Juventute, Zürich 2009.
- Hoffmann, Stefan-Ludwig, Geselligkeit und Demokratie, Vereine und zivile Gesellschaft im transnationalen Vergleich 1750 1914, Göttingen 2003. (シュテファン=ルードヴィヒ・ホフマン著、山本秀行訳『市民結社と民主主義1750 1914』岩波書店、2009年)
- Krauthammer, Pascal, Das Schächtverbot in der Schweiz 1854–2000, Die Schächtfrage zwischen Tierschutz, Politik und Fremdenfeindlichkeit, Zürich 2000.
- Leimgruber, Walter/Meier, Thomas/Sablonier, Roger, Das Hilfswerk für die Kinder der Landstrasse. Historische Studie aufgrund der Akten der Stiftung Pro Juventute im Schweizerischen Bundesarchiv erstellte durch die BLG Beratungsstelle für Landesgeschichte im Auftrag des Eidgenössischen Department des Innern herausgaben vom Schweizerischen Bundesarchiv, Bern 1998.
- Mesmer, Beatrix, Das Schächtverbot von 1893, in: Mattioli, Aram (Hg.), Antisemitismus in der Schweiz 1848–1960, Zürich 1998, S. 215–239.
- Ritter, Hans Jakob, Psychiatrie und Eugenik. Zur Ausprägung eugenischer Denk- und Handlungsmuster in der schweizerischen Psychiatrie, 1850–1950, Zürich 2009.
- Studer, Brigitte/Arlettaz, Gérald/Argast, Regula, Das Schweizer Bürgerrecht. Erwerb, Verlust, Entzug von 1848 bis zur Gegenwart, Zürich 2008.
- Tanner, Albert, Bürgertum und Bürgerlichkeit in der Schweiz. Die »Mittelklassen an der Macht«, in: Kocka, Jürgen (Hg.), Bürgertum im 19. Jahrhundert. Band I Einheit und Vielfalt Europas, Göttingen 1995, S. 199–229.
- Vatter, Adrian (Hg.), Vom Schächt- zum Minarettverbot. Religiöse Minderheit in der direkten Demokratie, Zürich 2011.
- Webseite der Stiftung für Zukunft Schweizer Fahrende: http://www.stiftung-fahrende.ch/geschichte-gegenwart/de/home